「無通帳式通知預金規定」新旧対照表

現行	改定後
８．（預金の解約等） (1)～(3)【現行どおり】 (4)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①【現行どおり】 ②この預金の預金者が第12条第１項に違反した場合 ③～④【現行どおり】 (5)この預金の解約資金は預金者の当座預金または普通預金へすべて振替入金することとし、直接現金でのお支払いはいたしません。	**８．（預金の解約等）** (1)～(3)【現行どおり】 (4)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①【現行どおり】 ②この預金の預金者が第13条第１項に違反した場合 ③～④【現行どおり】 (5)この預金が、当行の定める一定期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 (6)前２項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、口座開設店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (6)この預金の解約資金は預金者の当座預金または普通預金へすべて振替入金することとし、直接現金でのお支払いはいたしません。
	９．（通知等） 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

現行	改定後
９．（届出事項の変更等） (1)～(2)【現行どおり】	１０．（届出事項の変更等） (1)～(2)【現行どおり】
１０．（成年後見人等の届け出） (1)～(5)【現行どおり】	１１．（成年後見人等の届け出） (1)～(5)【現行どおり】
１１．（印鑑照合）【現行どおり】	１２．（印鑑照合）【現行どおり】
１２．（譲渡、質入れの禁止） (1)～(2)【現行どおり】	１３．（譲渡、質入れの禁止） (1)～(2)【現行どおり】
１３．（保険事故発生時における預金者からの相殺） (1)～(5)【現行どおり】	１４．（保険事故発生時における預金者からの相殺） (1)～(5)【現行どおり】
１４．（規定の改訂） (1)～(2)【現行どおり】	１５．（規定の改訂） (1)～(2)【現行どおり】

以上